

守山市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

1 改正内容

部会の設置規定の追加

2 改正理由

令和8年度以降の「交通網の形成・充実」検討にあたっては、現状の運行実態等を調査のうえ、市民への影響を踏まえ、どのような手法が実現性があり、持続可能かつ効果的な施策となるか等の詳細を分析する必要があることから、地域公共交通活性化協議会内に運行主体である交通事業者を中心とした部会を設置し、バス路線の最適化およびそれに対応したモーターカーの制度見直し等について、検討を行うこととします。

については、守山市地域公共交通活性化協議会要綱に部会設置規定が整備されていないことから、今般、設置要綱内に部会の設置規定を追加するものです。

3 施行日

令和8年4月1日

4 追加文言

(部会)

第〇条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、都市経済部都市計画・交通政策課長を充てる。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌握する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長が指名する者が、その職務を代理する。